

施策5 在宅医療・介護連携の推進

目指す姿

- 在宅療養を希望する区民が、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる。
- 在宅療養に関わる医療・介護従事者が、相互に連携することにより、在宅療養者を適切に支援できる。

現状と課題

① 在宅医療連携推進会議と顔の見える連携づくり

本区では平成22(2010)年度から区内団体と学識経験者、区民で構成される在宅医療連携推進会議を開催しています。豊島区医師会、豊島区歯科医師会、豊島区薬剤師会が中心となって顔の見える関係を構築し、在宅医療・介護連携を進めてきました。令和元(2019)年度には豊島区看護師会が発足し、四師会のネットワークを活用した在宅医療・介護連携を進めています。

② 在宅医療相談窓口が担う多職種連携拠点機能

在宅医療に関する相談や医療・介護連携機能に関する調整機能を担う、在宅医療相談窓口を設置しています。在宅医療に関する相談のほかにも、多職種連携の拠点として、本区の在宅医療・介護連携の中核を担っています。「豊島区健康に関する意識調査(令和4年)」では、在宅医療相談窓口について「知っている」と回答した方は21.2%で、年齢が上昇するにつれて認知度が上がっていますが、70歳以上の年代でも「知らない」と回答した割合が55.8%のため、今後も普及啓発に努める必要があります。

③ 在宅医療・介護連携推進のための人材育成

在宅療養者を支える従事者の能力向上は不可欠です。在宅医療連携推進会議の各部会での研修会のほか、各高齢者総合相談センター区域で実施している「多職種連携の会」では、地域の特色に応じた研修会等を行っています。

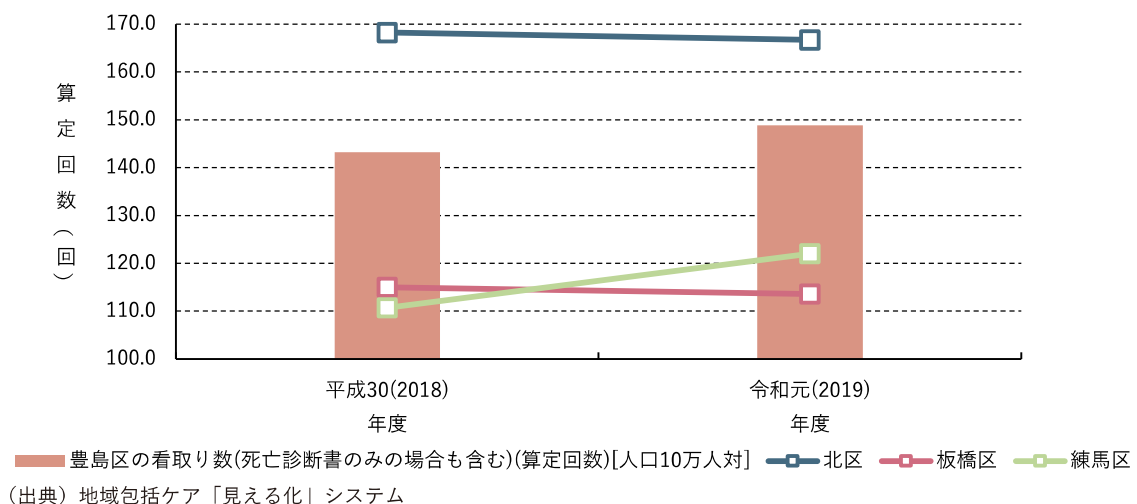
④ 在宅療養への理解促進

在宅療養の推進のためには、区民や家族が在宅医療に関する理解を深め、適切なサービスを選択できるよう、普及啓発が重要です。四師会と連携して区民公開講座を実施し、在宅医療についての普及啓発を進めています。

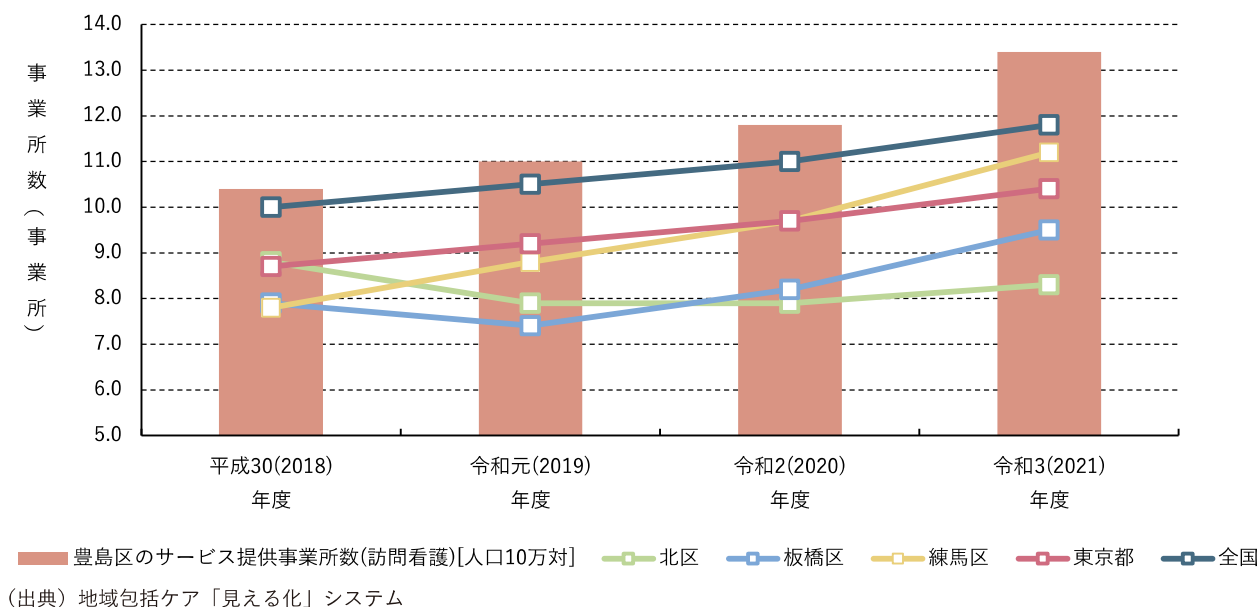
⑤ 看取りの状況

人口10万人当たりの看取り件数は平成30(2018)年度が143.3件、令和元(2019)年度が148.8件で、微増しています。特別区西北部の他区と比較すると、北区に次いで多くなっています。人口10万人当たりの訪問看護事業所数は、平成30(2018)年度以降増加しており、全国・東京都・特別区西北部の他区平均を上回っています。

【看取り数（死亡診断書のみの場合も含む）】



【サービス提供事業所数（訪問看護）】



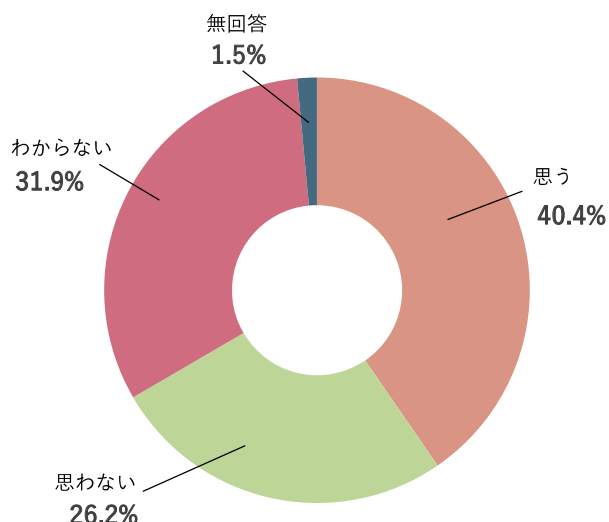
⑥ 健康に関する意識調査の結果

「豊島区健康に関する意識調査(令和4年)」では、かかりつけ医を持つ区民の割合は66.8%であり、長期の療養が必要になった場合、40.4%が自宅で療養生活を続けることを希望しています。

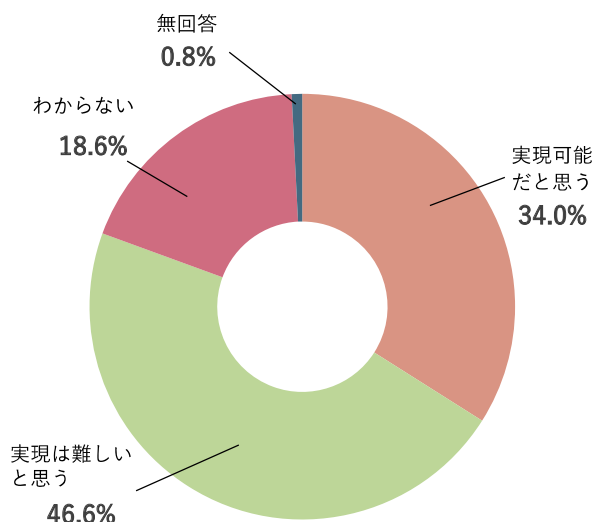
一方で、それが実現可能と考える区民の割合は34.0%でした。これらの数値に乖離が見られる

ため、「医療・介護従事者を中心とした多職種連携」、「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築」、「在宅医療・介護従事者の能力向上」、「在宅医療の理解促進に向けた普及啓発」を行い、官民一体となった在宅医療・介護連携を総合的に推進していく必要があります。

【長期の療養が必要になった場合、自宅で療養生活を続けたいと思うかの希望状況】



【自宅での長期の療養生活の実現可能性】



(出典) 豊島区健康に関する意識調査 (令和4年)

| 施策の取組方針と取組内容 |

(1) 医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進

① 在宅医療連携推進会議および部会、在宅医療連携推進会議交流会の実施

学識経験者、地域医療関係者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、リハビリテーション職、介護職、高齢者総合相談センター、区民、行政から構成される在宅医療連携推進会議を開催します。また、個別の課題解決を目的として設置された専門部会を開催します。さらに、在宅医療の日常診療では常に倫理的判断が求められていることから、臨床倫理部会の設置に向けて検討します。

② 豊島区地域医療・介護ネットワーク構築事業の推進

豊島区医師会が中心となり、各高齢者総合相談センター区域で、医療・介護従事者の連携強化のための研修会などを開催しています。本区では、ICTを活用した多職種による連携を主眼に置いており、速やかで確実な情報共有を行うことで、日常の療養支援の充実につなげていきます。

③ 在宅医療相談窓口の充実

在宅医療を希望する区民とその家族、医療機関、高齢者総合相談センター、事業所等からの在宅医療に関する相談を受けるとともに、在宅医療に必要な医療・介護スタッフの確保・連携調整を行います。

④ 歯科相談窓口の充実

通院による歯科医療が困難なため、在宅または入所施設等による訪問歯科診療や訪問口腔ケア等を希望する、区民・医療機関・事業所等からの相談を受け付け、関係機関との連絡調整を行い、歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑤ 病診連携の推進

在宅医療と区内（近隣）病院の入退院支援等における連携促進のため、研修会や連絡会を開催します。

(2) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

① 在宅療養後方支援病床確保事業の実施

在宅での急変時に一時的な入院を必要とする場合、入院治療を受けられる病床を確保しています。これにより、在宅療養者およびその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を継続できるよう支援します。

② 医療機関とかかりつけ医の連携による24時間診療体制の検討

夜間帯等の急変時に、医師や訪問看護師等の多職種に連絡が取れて往診できる体制づくりを検討します。

(3) 在宅医療・介護に関わる従事者の能力向上

① 在宅医療コーディネーター研修の実施

在宅医療コーディネーター研修を実施し、患者・家族の意思決定支援と関係者の合意形成を積極的に担う役割ができる人材を養成していきます。

② 各部会による研修会の実施

在宅医療連携推進会議の各部会が中心となって、専門職の視点での課題に基づいた研修会を企画します。

③ 多職種連携の会、多職種連携全体会の企画による研修会を実施

各高齢者総合相談センター区域にて、地域課題に沿った研修会を企画するほか、全体会を実施します。全体会では、他の団体が実施する研修会と合同開催するなど、区内の医療・介護従事者が参加できる機会を増やしていきます。

(4) 在宅医療の理解促進に向けた普及啓発

① 在宅医療・介護事業者情報の公開

区民の誰もが医療機関情報にアクセスしやすいよう、在宅医療機関・介護事業者情報について、随時内容を更新し、本区ホームページに掲載します。

② 在宅医療やかかりつけ医に関する区民公開講座の開催

区民が在宅医療について正しく理解し、療養生活の手段として選択できるよう、区民公開講座を開催します。また、在宅医療を安心して始められるよう、信頼できる「かかりつけ医」を持つことの啓発を進めていきます。さらに、ACP（人生会議）や在宅での看取りの啓発を行っていきます。

③ 在宅医療相談窓口および歯科相談窓口の周知

区民にとって最も身近な2つの相談窓口を、区報やホームページ等の様々な媒体を通じて周知していきます。



豊島区在宅医療・介護事業者情報検索システム

| 施策5の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
在宅療養を希望する区民の割合	40.4%	41.0%
在宅療養が実現可能と思う区民の割合	34.0%	34.5%
豊島区多職種ネットワークの登録機関数	165機関	220機関
在宅医療相談窓口コーディネート数	1,719件	1,800件
歯科相談窓口コーディネート数	187件	200件

活動指標	現状	目標
在宅医療相談窓口相談件数	6,135件	6,200件
歯科相談窓口相談件数	1,204件	1,300件
区民公開講座開催回数	2回/年 (コロナ禍の影響による減)	4回/年
専門職向け研修	10回/年	10回/年

| 施策5を構成する主な事業 |

	所管課	概要
在宅医療連携推進会議	地域保健課	学識経験者、地域医療・介護事業所等の多職種、区民、行政で構成される会議体で、地域の課題を協議する。
地域医療・介護ネットワーク構築事業	地域保健課	各高齢者総合相談センター区域での多職種連携の会の開催経費補助や、ICT化促進のための通信費補助を行う。
在宅療養後方支援病床確保事業	地域保健課	在宅療養患者の病状急変時に、区内病院等の協力を得て、一時的に入院できる後方支援病床を確保する。
在宅医療相談窓口	地域保健課	在宅医療に関する相談を受けるとともに、在宅医療に必要な医療・職員の確保、連絡調整を行う。
歯科相談窓口	地域保健課	通所が困難で、訪問歯科や訪問口腔ケアを希望する方の相談を受け、関係機関との連絡調整を行う。
区民公開講座	地域保健課	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会等と連携し、区民公開講座を開催する。

施策6 高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）

目指す姿

- 要介護者がその状態や環境の変化に応じ、本人等の意向を踏まえた適切な医療・介護サービス等を利用して、可能な限り在宅生活を継続できる。
- 状態や環境から在宅生活が困難となった要介護者が、本人等の希望に応じて、その状態に見合った施設等でサービスを受けて生活できる。

現状と課題

本区の高齢者人口は約57,000人ですが、1970年代前半に生まれた団塊ジュニア世代が高齢化する令和22(2040)年に向けて、増加が見込まれます。

令和2(2020)年国勢調査では、高齢者人口のうち単身高齢者について、東京都特別区の約28%に対し、本区は約36%となっています。

介護保険アンケート調査(令和4年度)では、要介護者の33%が単身世帯、24%が夫婦二世帯です。また、要介護者の住宅形態は55%が持ち家(一戸建て)・25%が持ち家(集合住宅)です。さらに、要介護者の約36%が認知症を抱えています。

区内の特別養護老人ホームの待機者数は、地域密着型サービスの増加等により減少していますが、令和5年3月末時点で383人（うち優先度の高い方は167人、医療行為の必要な方は55人）です。

単身世帯や夫婦二世帯の高齢者が多く、認知症等の傷病を抱える要介護者も増加していく中で、高齢者が安心して暮らせる居住環境への支援や、要介護者の在宅生活を支える重層的・包括的な介護サービスが区内に偏りなく整備されることが必要です。

また、その状態等から在宅生活が困難となった要介護者に対しては、本人等の希望や状態、環境に応じて、本人の尊厳を保った適切なケアが受けられる介護保険施設等に入所できる環境を整える必要があります。

【介護保険施設サービス等の基盤整備状況】

令和5年8月現在

サービス種別	施設数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10	768
介護老人保健施設	3	356
介護療養型医療施設	1	85
介護医療院	0	0
特定施設入居者生活介護（専用型）	1	30
特定施設入居者生活介護（混合型）	6	296

【介護保険地域密着型サービス（居住系等）の基盤整備状況】

令和5年8月現在

サービス種別	施設数（定員数）				
	東部圏域	北部圏域	南部圏域	西部圏域	計
小規模多機能型居宅介護	1(29)	－	1(24)	1(29)	3(82)
看護小規模多機能型居宅介護	－	－	－	1(24)	1(24)
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	5(63)	2(36)	3(24)	7(99)	17(222)

※整備中を含み、休止中の施設を除く

【高齢者の住まい等の整備状況】

令和5年8月現在

種別	施設数	定員（戸）数
住宅型有料老人ホーム	1	7人
サービス付き高齢者向け住宅	3	164戸
軽費老人ホーム（都市型含む）	2	50人
福祉住宅	15	238戸
高齢者向け優良賃貸住宅	4	85戸

施策の取組方針と取組内容

（１）在宅生活を継続できる環境の確保

① 在宅生活の継続を支える介護サービス拠点への支援

【小規模多機能型居宅介護の整備支援】

要介護者が地域の見知った施設で、その状態や希望に応じて通所、訪問、宿泊の3つのサービスを選択して受けられる「小規模多機能型居宅介護」について、令和5年度に西部エリアにおいて、4か所目（休止中を含む）の整備が行われています。

今後、事業者の整備意向や各エリアにおける利用者のニーズを把握・分析し、拠点の整備を検討します。

【看護小規模多機能型居宅介護等の整備支援】

小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付した「看護小規模多機能型居宅介護」は、令和4年度に1か所が整備されました。

施設の利用状況や事業者の整備意向等を踏まえて、今後の整備や、小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換等の支援を検討します。

また、現在3か所整備されている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についても、上記同様に、利用状況や事業者の整備意向等を踏まえて、整備への支援を検討します。

【新たな複合型サービスの整備】

国では居宅要介護者の介護ニーズに対して柔軟に対応できるよう、訪問や通所等を組み合わせた複合型の在宅サービス類型の新設が議論されています。

新たなサービスが創設された場合は、サービス利用見込み量等を推計した上で、事業所への支援等を進めます。

② 在宅生活の継続を支える住環境の確保

【高齢者自立支援住宅改修助成】

高齢者の身体機能の低下に対応した住宅改修を促進するため、介護保険サービスの住宅改修に加え、高齢者自立支援住宅改修助成を行います。引き続き、高齢者の安心・快適で自立した生活を支援します。

【高齢者救急通報システム事業】

急病等の緊急時対応や安否見守りサービス等を行う高齢者救急通報システム事業により、高齢者世帯の安心・安全な生活を支援します。

(2) 要介護者の状態に対応した多様な住まいの確保

① 介護保険施設等の整備への支援

要介護者の状態や環境の変化に対応できる介護保険施設等について、下記の支援を進めます。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護医療院】

区内の特別養護老人ホームにおける入所者や待機者の医療的ケアの要否を含めた状況や、今後の後期高齢化の進展等を踏まえ、介護医療院も含め、医療的ケアのニーズに対応可能な施設の誘致を図ります。

【認知症高齢者グループホーム】

令和5年度現在、認知症高齢者グループホームは整備中を含めて17施設(定員222名)が設置されています。

現在の施設の待機状況を踏まえつつ、日常生活圏域における在宅支援機能の増進の観点から、新たに1か所を誘致します。

なお、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等と併設する場合は、前記の1か所を超えた整備支援を検討します。

【特定施設入居者生活介護】

介護付有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護は、東京都の高齢者保健福祉計画においては、特別区西北部圏域(豊島区・北区・板橋区・練馬区)の必要定員数を満たしています。

【住宅セーフティネット事業】

居住支援協議会や不動産団体との連携により、賃貸物件のオーナーの不安解消や理解促進に努め、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)の登録と補助制度の活用を促進します。

【高齢者の入居支援】

民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、賃貸住宅の情報提供等を通じて入居支援を行うことにより、居住確保を図ります。

しかし、特別区の第1号被保険者当たりの数では本区の定員数は不足していることから、東京都の設置事前相談の仕組みを活用し、第8期計画同様に定員626人までの整備を認めることとします。

【サービス付き高齢者向け住宅】

令和5年度現在、サービス付き高齢者向け住宅は3棟(164戸)となっています。

東京都の東京都住宅マスタープランにおいては、サービス付き高齢者向け住宅の供給増を掲げています。

本区では事業者に対し、東京都の補助制度等の活用をはじめ、施設や設備の整備にかかる費用の支援を行うことで、整備を誘導します。

【都市型軽費老人ホーム】

令和5年度現在、都市型軽費老人ホームは1か所(定員20名)が開設されています。

単身高齢者の多い本区では、地域に住み続けるための選択肢となることから、利用状況や待機者数の動向を踏まえて、事業者の整備を誘導します。

(3) 住まいやサービス施設の機能向上

①介護保険施設等の機能への支援

【施設改修等への支援】

介護保険施設の老朽改修や防災対策等について、国や東京都の補助動向等も踏まえて、支援していきます。

【地域密着型サービスへの支援】

要介護者の在宅生活を支援するサービスの整備促進のため、本区独自の報酬加算を検討します。

【介護人材の確保等】

施設運営において重要な介護人材について、確保や定着への支援を図ります。
(施策7-1参照)

利用者サービスの改善や職員の負担軽減に資する取組への支援を図ります。
(施策7-2参照)

| 施策6の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
第1号被保険者千人当たりの小規模多機能型居宅介護の登録定員数(※)	1.4人	2.7人
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における医療的ケアが必要な待機者数	55人	25人

※第1号被保険者数は東京都福祉統計(令和5年3月)による。定員数は開設予定を含み、休止中を除く。

活動指標	現状	目標
小規模多機能型居宅介護の拠点数(登録定員数)(※)	3か所(82人)	6か所(160人)
認知症高齢者グループホームの施設数	17施設	18施設
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)の定員数	326人	626人

※現状数値には、令和5年度開設予定の1か所を含み、休止中の1か所を除く。

| 施策6を構成する主な事業 |

	所管課	概要
高齢者福祉基盤等整備費助成	福祉総務課	特別養護老人ホーム等の介護保健施設の整備について、その費用の一部を事業者へ助成する。
地域密着型サービス等整備費助成	福祉総務課	地域密着型サービス等の整備について、その費用の一部を事業者へ助成する。

施策7 介護人材の確保およびサービスの質の向上

目指す姿

- 介護職員として、働きやすい職場環境の中で、やりがいを持ち、高いモチベーションを維持しながら働き続けることができる。
- 介護サービス利用者が、質の高い介護サービスを過不足なく選択できる環境の中で、住み慣れた地域で安全・安心に生活できる。

現状と課題

① 介護人材の不足

少子高齢化等を背景に、介護業界は慢性的な人材不足が続いています。第8期の都道府県事業支援計画の集計結果によると、要介護者の増加により、令和7(2025)年には243万人、令和22(2040)年には280万人の介護職員が必要であるとしており、介護職員の確保は喫緊の課題となっています。

そのため、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えて、国は介護人材確保対策の主な取組として、①介護職員の処遇改善 ②多様な人材の確保・育成 ③離職防止・定着促進・生産性向上 ④介護職の魅力向上 ⑤外国人材の受入れ環境整備を掲げています。

本区においても、介護職員が不足している状況が続いており、2040年には介護職員（常勤換算）が約270人不足すると見込んでいます。引き続き、介護人材の確保を促進する取組と同時に、介護の担い手の裾野を広げるため、若年層に向けた普及啓発を継続する必要があります。

② 介護現場の業務効率化

質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護現場における労働環境の改善が不可欠です。そのためにも、事務負担等を軽減し、研修やサービスの向上に振り向けることができるよう、区内介護事業所に対して生産性の向上・業務効率化を支援していく必要があります。

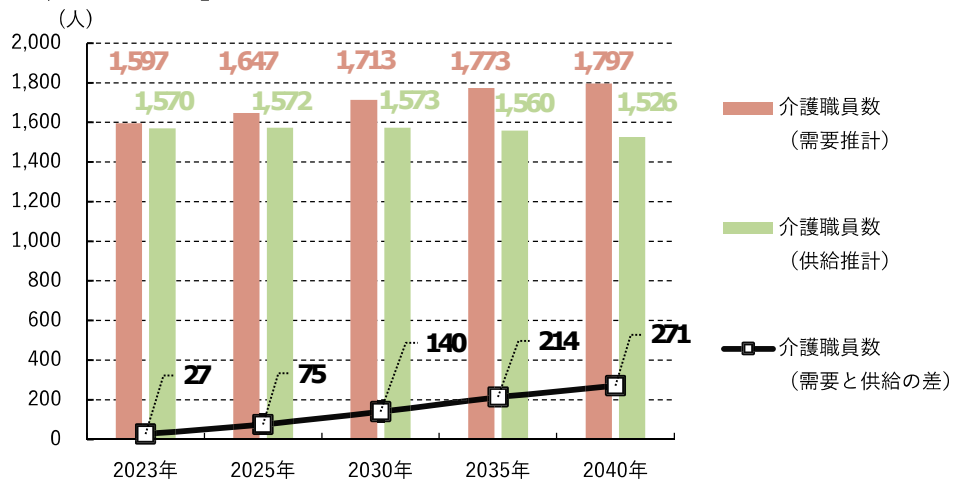
③ 適切なサービスの選択と利用者の安全性の確保

要介護者が尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を継続的に行っていく必要があります。

そのために、自分に合った介護サービスを要介護者自らが選択できる環境を整備することは非常に重要です。

また、在宅で安全・安心に介護サービスを利用できるよう、平時から介護事業所と連携して訓練等を実施し、災害時の対応力の強化を図っていく必要があります。

【介護人材（常勤換算）の将来推計】



※東京都における利用者100人当たりの介護職員数や離職率等に、本区における将来の介護サービス利用者数等を用いて推計。
 ※令和2(2020)年時点のデータを基準として、令和2(2020)年時点で介護職員数に過不足がないものとして推計。

7-1 介護人材の確保

|施策の取組方針と取組内容|

(1) 介護人材の確保・定着に向けた支援

① 介護職員資格取得研修費用助成の充実

介護職員のステップアップに向けた資格取得や研修受講をサポートするため、受講費用等の助成を行います。

② 「介護に関する入門的研修」の充実

介護職員の裾野を広げるため、介護に興味がある区民や区内事業所に就業を希望する方を対象に、介護に関する入門的研修を行い、研修終了後には、区内介護事業所との就業相談会を実施します。

③ 介護職員宿舍借り上げ事業の実施

災害時の初期対応に従事する介護職員の住居を介護事業所が借り上げている場合、その家賃の一部を補助することにより、災害時の対応力を強化するとともに、初期対応に従事する介護職員の家賃負担の軽減を図ります。

④ 働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

経営者や管理者向けに、ハラスメント対策やワークライフバランス、職場環境の整備等に関する研修などを実施し、働きやすい職場環境を実現して離職を防止していきます。

(2) 介護人材の育成・資質向上に向けた支援

① 介護職員の資質向上に関する研修の開催

認知症介護実践者等養成研修・介護職員実務者向けの研修等、介護人材の育成・資質向上のために実施する研修については、若手から中堅・ベテラン層の介護職員まで体系的に提供することで、さらなる人材育成を進めます。特に介護支援専門員向けの研修の充実を図り、介護支援専門員の資質向上を図っていきます。

また、区内介護事業者による連携や職員の交流に向けた取組、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援等の課題に即したテーマを組み込んだ研修の実施を検討していきます。

⑤ 普及啓発

将来にわたって介護人材の安定的な参入を促進するため、中高生等の若年層を対象としたパンフレットを作成し、介護分野の重要性や仕事への正しい認識の普及啓発を図っていきます。

⑥ 新たな支援策の検討

外国人介護人材の受入れ・定着に向けた取組等、区内介護事業者のニーズを把握した上で、新たな人材確保・定着に向けた取組を進めていきます。



介護に関する入門的研修

② 普及啓発

事業者への情報提供ツールである「ケア倶楽部」を積極的に活用して、国や東京都の最新動向のほか、事業者の取組として参考になる好事例等を、積極的に提供していきます。

また、介護事業者連絡会や集団指導等の場面も活用し、介護人材の育成・資質向上に関する情報提供や普及啓発に努めていきます。

施策7-1の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状	目標
費用助成（介護職員初任者研修課程受講）の対象人数	15人	20人
介護職員実務者向け研修の内容が「役に立った」と回答した人の割合	97.5%	98%
活動指標	現状	目標
費用助成（介護職員資格取得研修）の件数	55件／年	60件／年
入門的研修の受講人数	2回42人／年	3回90人／年
介護職員実務者向け研修の実施	5回／年	5回／年

7-2 介護サービスの質の向上

施策の取組方針と取組内容

(1) 介護現場における業務の効率化・生産性の向上に向けた取組

① ICT化の促進による業務の効率化、生産性の向上

ICTを用いた多職種連携のため、豊島区医師会が中心となって普及を進めている「豊島区地域医療・介護ネットワーク構築事業」について、介護事業者の参加を促進し、医療・介護従事者の連携強化と、業務の効率化・生産性の向上を図ります。

② 文書量の削減等を通じたサービスの質の向上

国が設置する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」で主な検討対象となっている、指定申請・報酬請求・指導監査関連分野に関する議論を注視し、適宜必要な対応を検討していきます。

また、事業所の指定申請・変更届出・更新申請・報酬請求等に必要書類のやり取りについて、書類作成の負担軽減とオンラインでの提出を実現するために導入された「電子申請・届出システム」の早期導入を目指して検討を進めていきます。

③ 中小介護事業者による連携、経営基盤の強化への支援及び研修の実施

区内事業所により設立された協同組合への支援を継続していくとともに、引き続き、中小介護事業者の連携や、経営基盤の安定化・協働化に資する取組について、有用な情報提供や支援を積極的に行っていきます。

また、介護事業者向けの研修では、中小介護事業者の経営者や管理者向けに、経営基盤の強化や業務の効率化、生産性向上に資する講義を取り入れ、研修の充実を図っていきます。

④ 新たな支援策の検討

介護現場の業務の効率化や生産性向上に向け、ICTやChatGPTをはじめとするAI技術の活用が期待されているため、区内事業者によるICT等の活用についてのニーズを把握し、業務の効率化や生産性向上に資する支援策を検討していきます。



介護保険施設での食事介助

(2) 安心してサービスを利用するための取組

① 福祉サービス第三者評価受審に係る費用の助成

介護事業者に対して第三者評価の受審を勧奨するとともに、受審費用の助成を実施することで受審事業者の拡大を図り、利用者が客観的な情報を基に、介護サービス事業者を選択できる環境を整えていきます。

② 地域密着型サービスの指定に際して必要と認める条件

事業の適正な運営を確保するため、地域密着型サービス運営委員会においてサービスの質の向上に資する条件等の検討を継続し、必要に応じて見直しを行っていきます。

③ 介護相談員事業の充実

新型コロナウイルス感染拡大により活動が制限されてきた介護相談員の活動について、活動を再開し、利用者の声の聞き取りを通じて、介護環境や介護サービスの質を向上させるとともに、必要な感染症予防対策を行ったうえで事業の拡充を図っていきます。

④ 災害発生時の安全・安心の確保

災害発生時に、避難等の支援を必要とするサービス利用者の安否確認や避難誘導、避難生活中の介護サービスの確保について、協定を締結している豊島区介護事業者災害対策連絡協議会と連携し、災害対策の取組を強化していきます。

施策7-2の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状	目標
介護事業者向け研修のテーマや講義内容に「満足した」と回答した人の割合	66.2%	70%
介護相談員事業利用者の相談後「満足した」と回答した人の割合	—	70%
豊島区多職種ネットワークの登録機関数（施策5再掲）	165機関	220機関
活動指標	現状	目標
介護事業者向け研修の実施	5回／年	5回／年
介護相談員の訪問回数	—	50回／年
福祉サービス第三者評価受審費用助成件数	30件／年	33件／年

施策7を構成する主な事業

	所管課	概要
介護人材育成対策事業	介護保険課	介護人材の確保・定着・育成や、介護事業者の経営基盤強化に関する取組を行う。
介護職員宿舎借り上げ支援事業	介護保険課	事業者が借り上げた介護職員の宿舎について、費用の一部を助成する。
介護サービス事業者等指定業務事務事業	介護保険課	地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定等に関する事務を行う。
第三者評価支援事業	介護保険課	事業者の質の向上を図るため、第三者評価の受審費用の全部または一部を助成する。
認知症介護実践者等養成事業	介護保険課	介護技術の向上、専門職員の養成に関する取組を行う。
介護相談員事業	介護保険課	介護相談員を委嘱し、介護施設訪問相談業務を行う。

施策8 介護給付適正化の取組（介護給付適正化計画）

目指す姿

- 介護サービスを必要とする方を適切に認定し、介護サービス提供事業所等がルールに則って、利用者が真に必要なとするサービスを過不足なく提供できる。
- 介護給付適正化への不断の取組により、自立支援・重度化防止という介護保険の理念を実現し、介護保険制度の持続可能性を確保することができる。

現状と課題

要介護認定者数の増加の伴い、介護サービスに対するニーズの増加が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、財源と人材を効率的、かつ効果的に活用していくことが求められています。

国においても、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業（※）のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編する方針を示しています。

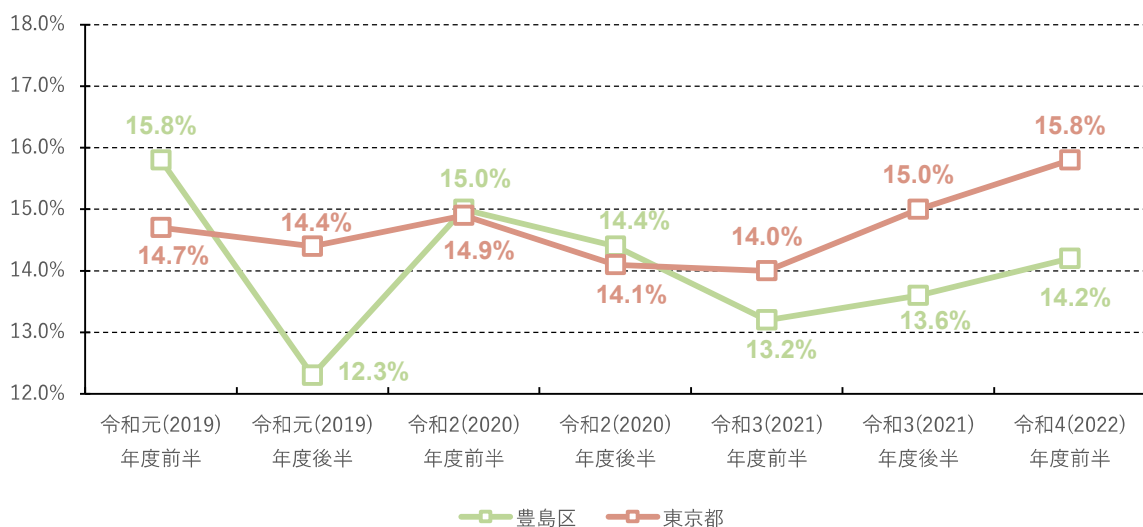
本区においても、国が示した方向性を踏まえ、これまで取り組んできた給付適正化主要5事業について3事業に再編して実施するとともに、効率的・効果的な方法について検討していく必要があります。

また、任意事業である給付実績を活用した独自の取組については、引き続き効果的な実施方法等について、十分検証を行ってまいります。

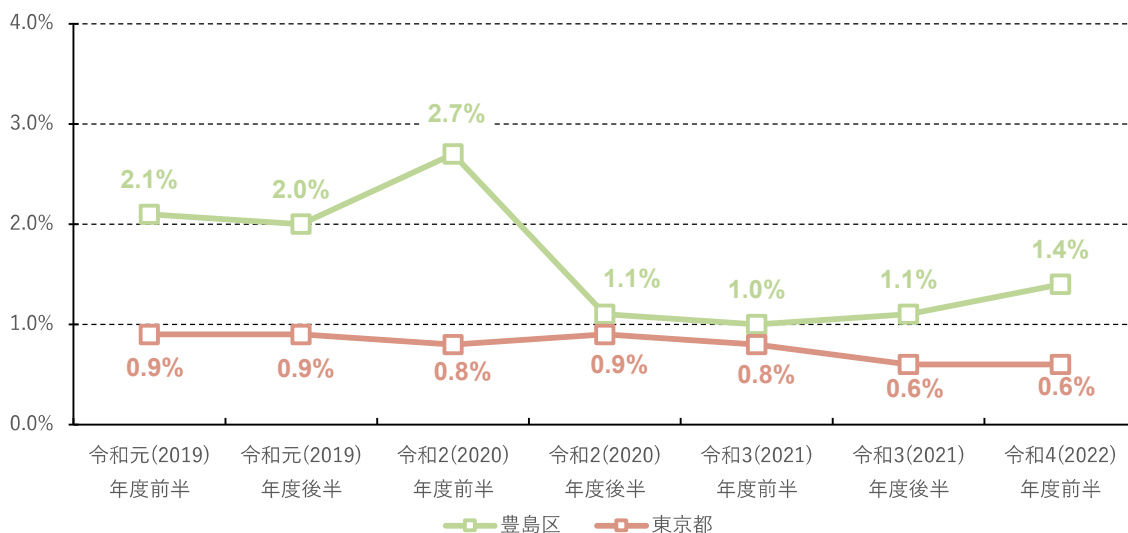
※主要5事業…「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」

【要介護認定における軽重度変更率の東京都との比較】

【重度変更率】



【軽度変更率】



施策の取組方針と取組内容

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査の平準化への取組

業務分析データにおける国・東京都の平均値との乖離や、認定調査員によるインターネット学習（eラーニング）の受講結果を分析し、それを参考に調査員への研修を実施することで、認定調査の平準化を図っていきます。

② 認定審査会の平準化への取組

一次判定からの変更率について、国・東京都の平均値と区・合議体毎の平均値を業務分析データ

にて比較・分析し、客観的なデータを認定審査委員と共有することで、認定結果の平準化を図っていきます。

③ 申請から認定までの期間短縮への取組み

要介護認定を遅滞なく適切に実施するため、認定に関する事務の効率化への取組を進めるとともに、介護認定審査会の簡素化の実施についても引き続き検討していきます。

(2) ケアプラン点検

① 指導方針の策定

国の指針を基に、区で策定した実施要綱および他の介護給付適正化事業の内容を踏まえ、毎年、区の指導方針・年間計画を策定します。また、区の指導方針やケアプラン点検を行う意義について、ケアマネジャーと共有するための説明会などを開催します。

② ケアプラン点検の実施

指導方針や年間計画に沿って、定期的・計画的

にケアプラン点検を実施します。実施結果については、ホームページ等により情報提供を行い、他の居宅介護支援事業所へも課題や問題点を伝達し、区の指導方針や具体的な考え方の周知に努めます。

③ 効果的な取組の検討

第9期計画から「ケアプラン点検」に統合される「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」について、効果的な実施方法を検討していきます。

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

① 医療費情報との突合・縦覧点検の実施

東京都国民健康保険団体連合会から毎月提供される、医療情報との突合・縦覧点検リストについて、全件点検を行います。疑義が生じたものは事業所へ確認を行い、請求内容に誤り等が判明したものは請求取り下げ等の適切な処理を行うよう、指導を行います。

② 効果的な取組の検討

効果的な点検方法等に関する情報の収集、点検方法に関する研修会などへの積極的な参加を通して、職員のスキルアップを図り、効果的な点検方法を継続的に検討していきます。

(4) 給付実績の活用・運営指導

① 給付実績の活用

介護給付適正化事業総合支援システム（トリトンモニター）から抽出した、心身の状態と給付実績の内容に疑義のあるサービス内容について、ケアプランの再点検や見直しの参考になるよう、事業所へヒアリングシートを送付し、給付適正化を図っていきます。

② 運営指導等の実施

国が示す「実地指導の標準化・効率化等の運用方針」に沿って策定する区の指導実施要綱に基づき、運営指導及び集団指導等について、定期的・計画的に実施していきます。

| 施策8の進捗状況を測る参考指標 |

成果を測る参考指標	現状	目標
区と都の平均重度化率の乖離	1.6%	2.0%以内
医療情報との突合・縦覧点検を行った件数のうち、誤っている給付実績の割合	1.4%	1.0%
活動指標	現状	目標
合議体間の平均重度変更率の乖離	14.2%	15.0%以内
ケアプラン点検実施回数	141回/年 ※令和2～4年度実績の平均	200回/年
医療情報との突合・縦覧点検件数	1,463回/年	1,500回/年

| 施策8を構成する主な事業 |

	所管課	概要
介護認定審査会	介護保険課	要介護度の審査・判定に関する事務を行う。
要介護認定調査事業	介護保険課	要介護度の判定に必要な認定調査や、調査員の育成・資質向上に関する取組を行う。
給付適正化対策事業	介護保険課	要介護認定の適正化や、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用による介護給付の適正化を図る。
介護サービス事業者指導・監査関係	介護保険課	事業者に対して、指導や支援を行い、利用者の保護とサービスの質の向上、介護給付の適正化を図る。